

別紙1

仕様書（案）

1. 業務名 令和8年度産業廃棄物処理業務
2. 業務場所 別紙2業務場所のとおり。
なお、年間予定排出量は参考目安とする。
3. 業務期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
4. 業務内容 上記2.業務場所から出されるびん及び廃プラスチック（軟質）
について、次のとおり収集運搬処分業務を実施するものとする。
5. 回収日 回収月は別紙2業務場所のとおり
 - (1) 回収が月1回の施設は、原則4週間程度空けて回収を行うこと。
 - (2) 廃プラスチックの回収について、東消防署、西消防署、消防局・中央消防署、北消防署は、月2回（原則2週間程度空けて回収すること。）
 - (3) 図書館は、月曜日が休館となることを前提とし回収日程を組むこと。
 - (4) 回収日程表を回収月の前月までに幼児保育課へ提出すること。
 - (5) 回収の必要がないと施設が判断した時は、受託者へ連絡し、回収を中止する。
6. 収集時間 8:30～16:30の間とする。
7. 注意事項
 - (1) 履行に際しては、市職員の指示に従うとともに、業務場所周辺の安全及び環境に十分配慮して実施すること。
 - (2) 履行に際しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)その他関係法令の規定を遵守し、かつ、市の指示に従うこと。
 - (3) その他協議が必要な事項が発生した場合は、下関市と逐次遅延なく協議のうえ解決し業務を行うものとする。

8. 完了報告

毎月、それぞれの回収車両ごとにマニフェスト及び施設ごとに作業報告書（別添「様式1」）を作成し、「別紙2業務場所」の順に並べ替え、提出すること。

なお、各施設からの産業廃棄物の排出がなく、収集を行わなかった場合は、「数量（単位／袋）」の欄にゼロを記入し、提出すること。

また、5の（4）により収集を行わない場合は、「備考」欄にその旨記入するものとする。

業務場所【廃プラ】

施設順

No.	施設名	施設区分	廃プラスチック		※回収月は白												[参考]年間予定排出量(袋) R6年度実績	
			回収回数(年間)①	回収希望月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
52	江浦小学校	小学校	6	5,7,9,11,1,3														26
53	角倉小学校	小学校	10	4,5,6,7,9,10,11,12,1,3														25
54	向井小学校	小学校	6	5,7,9,11,1,3														14
55	小月小学校	小学校	4	5,7,11,3														25
56	清末小学校	小学校	6	5,7,9,11,1,3														22
57	王司小学校	小学校	12	4,5,6,7,8,9,10,11,12,1,2,3														80
58	豊浦小学校	小学校	1	3														2
59	長府小学校	小学校	6	5,7,9,11,1,3														24
60	一の宮小学校	小学校	4	5,9,12,3														46
61	川中小学校	小学校	6	5,7,9,11,1,3														17
62	熊野小学校	小学校	0															2
63	川中西小学校	小学校	6	5,7,9,11,1,3														35
64	垢田小学校	小学校	3	7,11,3														43
65	安岡小学校	小学校	6	5,7,9,11,1,3														31
66	吉見小学校	小学校	6	5,7,9,11,1,3														18
67	王喜小学校	小学校	6	5,7,9,11,1,3														13
68	うつい小中学校	小学校	3	7,11,3														19
69	吉田小学校	小学校	2	7,12														40
70	消防局・中央消防署	消防署	24	4,5,6,7,8,9,10,11,12,1,2,3														177
71	東消防署	消防署	24	4,5,6,7,8,9,10,11,12,1,2,3														49
72	東消防署小月出張所	消防署	12	4,5,6,7,8,9,10,11,12,1,2,3														35
73	西消防署	消防署	24	4,5,6,7,8,9,10,11,12,1,2,3														38
74	北消防署	消防署	24	4,5,6,7,8,9,10,11,12,1,2,3														99
75	北消防署勝山出張所	消防署	12	4,5,6,7,8,9,10,11,12,1,2,3														9

回収回数：月2回

別紙 3

特記仕様書（環境編簡易）

委託者は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、委託者の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取組には受託者の協力が不可欠であり、業務関係者の業務の管理や業務の実施などに当たり、受託者は、「しものせきエコマネジメントプラン」の趣旨を理解し、次の項目について実施すること。

1 環境関連法令について

受託者は、業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

2 事故発生時の対応

受託者は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに委託者へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

3 苦情発生時の対応

受託者は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに委託者へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

4 配慮事項

受託者は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

- (1) 使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減するようできる限りエコドライブを励行すること。
- (2) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用すること。

- (3) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。
- (4) 環境ラベリング制度（エコマーク・グリーンマーク）の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。
- (5) 使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。
- (6) リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。
- (7) 公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。
- (8) 業務の実施箇所周辺の環境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。

別紙 4

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 受託者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 受託者は、委託者の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受託者は、委託者の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために委託者から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第7 受託者は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行

うものとし、委託者の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行為をしてはならない。

(資料等の返還等)

第8 受託者は、この契約による業務を処理するために委託者から引き渡され、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録されている資料等は、業務完了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第9 受託者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

(総則)

第1条 委託者と受託者は、下関市暴力団排除条例(平成23年条例第42号)第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、受託者に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等(受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- (2) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 受託者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約の規定による。

（関係機関への照会等）

第3条 委託者は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、受託者に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、受託者が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

2 受託者は、前項の規定により、委託者が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

（契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置）

第4条 受託者は、自ら又はこの契約の下請若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団又は暴力団員から、この契約の適正な履行の妨害又はこの契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに委託者に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

2 委託者、受託者及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、この契約の履行の妨害又はこの契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。